

加賀市・茅野市・吉備中央町 革新的事業連携型国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「加賀市・茅野市・吉備中央町 デジタル田園健康特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(令和7年1月1日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 加賀市全域【令和5年度中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

(令和7年1月1日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、加賀市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、加賀市内における外国人による創業活動を促進する。

① 加賀市全域【令和5年度中に実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 吉備中央町全域【令和6年4月より実施予定】

(3) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業）

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 加賀市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙 1

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野等における革新的な事業を 3 自治体の連携により強力に推進することを通じ、同分野をはじめとした地域の課題解決が図られるとともに、デジタル田園健康特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（1）事項：外国人を含めた開業を促進するための「加賀市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「加賀市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 5 年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び加賀市

ii) 設置場所：加賀市イノベーションセンター内

iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。

- 施設長は、加賀市イノベーションセンター長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
- 申請サポート担当は、加賀市が担い、法人設立等申請の手続き支援等を行う。

・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要

望に応じ英語対応を実施する。

- ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
- ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(2) 事項：近未来技術の実証事業を促進するための「加賀市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動運転やドローン（無人航空機）及びA I ・ I o T等を活用した実証事業（以下「実証事業」という。）を推進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、加賀市内において実証事業を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「加賀市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和6年中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び加賀市
- ii) 設置場所：加賀市イノベーションセンター内
- iii) 実施体制：センター長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証事業に必要な手續に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）
 - ・関係機関への情報提供及び連絡調整
 - ・実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整
 - ・実証事業の実施に係る地元関係者への周知及び連絡調整
 - ・国家戦略特別区域制度を活用した規制緩和に係る相談対応
 - ・その他実証事業の実施に必要な支援

①加賀市

事業実施区域における工場において、生産性の向上を目的とした生産施設の建替えや新增設を計画するにあたり、現在適用されている緑地面積率、環境施設面積率の基準のもとでは、敷地の効果的な利用が困難となっている。工業専用地域である当該区域内において、工場又は事業場の新增設を促進し集積させ、産業の国際競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、工場等の建替えや新增設に伴う緑地等に関して、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

ア) 事業実施区域

加賀市新保地区（別紙 1-1 の区域）

地域未来投資促進法に基づく重点促進区域は含めない。

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

地域の産業の国際競争力の強化、経済の活性化に向けて、生産施設の新增設の際の自由度を最大限に高める必要がある一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地率について一定の整備負担を求めることが必要である。

以上の点を総合的に考慮し、緑地面積率、環境施設面積率を以下のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
加賀市新保地区	100 分の 1 以上	100 分の 1 以上

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

本市では、令和 5 年 3 月に「第 2 次加賀市ガーデンシティ構想」を掲げ、市民・地域団体・事業者・行政が一体となり、水と緑の環境づくりを着実に進めており、さらに、「加賀市緑の基本計画」や「加賀市緑化推進条例」などにより、市民や企業の緑化活動、意識啓発など、本市の水と緑のまちづくりを総合的・計画的に推進している。

また、本市では、「加賀市民の環境及び安全を守る条例」を制定し、事業実施区域内に工場等を設置する事業者に対して、事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、その責任と負担において必要な措置を講じる義務を課すことで、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境の確保に努めている。

特例活用事業者は、本市と「環境保全協定」（※）を締結し、周辺地域における環境保全に努めることを含めた覚書を交わすとともに、加賀市緑化推進条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、緑化基準に適合した「緑の計画書」を提出し、以下のこと取り組む。また、適切な履行を確保するために必要があるときは工場等への立入調査等を行い、協定に違反していると認められる場合には改善指示を行うことで、実効性のある緑化保全、推進を図る。

○地域社会との共存

- ・建築物等が地域の風景と調和するよう敷地周辺に植栽を行うこと
- ・地域の自然条件に適した樹種を植栽すること
- ・植栽する樹木は成長時に葉張が重なり合うような本数や間隔とすること
- ・植栽する樹木は高木を主体とし中低木を混植すること

○自然環境への貢献

- ・自然環境保護活動に積極的に参加すること
- ・工場内のヒートアイランド化対策を推進すること

※環境保全協定の概要…本市に事業者が設置する事業所の事業活動に伴う公害等の発生を未然に防止するとともに、周辺地域住民の健康と安全を保護し、生活環境の保全を図る目的として、加賀市民の環境及び安全を守る条例第24条に基づき市と事業者が締結する協定。事業者は、自己の工場内の緑化及び事業所内の美化の推進、積極的な自然環境の保全、公害等を未然に防止するための技術向上等に努めるとともに、環境関連法令等の規制基準を遵守する。

別紙1－1 加賀市新保地区

